

東総地区広域市町村圏事務組合公告第 1 号

東総地区広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 7 条の規定により、平成 1 8 年度における事務組合職員の人事行政の状況をここに公表する。

平成 1 9 年 1 1 月 6 日

東総地区広域市町村圏事務組合
管 理 者 伊 藤 忠 良

東総地区広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況

平成１８年２月に制定した「東総地区広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成１８年度における事務組合職員の人事行政の状況を公表します。

１ 職員の任免及び職員数に関する状況

ア 採用・退職者数

当事務組合の職員は、構成市及び県からの派遣で構成されているので、採用及び退職の該当はありません。

イ 職員数

区 分	平成１７年	平成１８年	主な増減理由
事務部局	８人	８人	

２ 職員の給与の状況

基本給与の平均月額（平成１８年４月現在）

給 料	手 当	合 計
３８４，７００円	５０，７０６円	４３５，４０６円

３ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

１週間の勤務時間	４０時間
１日の勤務時間	８時間（８時３０分～１７時１５分）
休日	土曜・日曜日、祝日、年末年始
休暇	年次有給休暇、療養休暇、夏季休暇、結婚休暇、服喪休暇、生理休暇、出産休暇、出産補助休暇、子の看護休暇など
その他	育児休業（子が３歳になるまで。無給）

４ 職員の分限及び懲戒処分等の状況

該当ありませんでした。

5 職員のサービスの状況

地方公務員法により、信用失墜行為の禁止・秘密を守る義務・政治的行為の制限などの義務規定・禁止規定が定められています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

ア 職員の研修

業務の専門研修受講のために職員を派遣しています。

イ 勤務成績の評定

職員構成の性質上、独自では実施しておらず、所属団体に準拠しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

区 分	内 容
厚生制度	定期健康診断及び千葉縣市町村職員互助会が実施する給付・福利厚生事業など
共済制度	健康保険や年金業務を行う千葉縣市町村職員共済組合に加入
公務災害補償制度	公務上・通勤途上の負傷・疾病に対する療養補償・休業補償・障害補償・遺族補償

8 公平委員会の業務状況

区 分	勤務条件に関する措置要求	不利益処分に関する不服申立て
該当の有無	無	無

- ・「勤務条件に関する措置要求」とは、公平委員会に対し、職員が給与・勤務時間などの勤務条件に関して、組合が適切な措置を講ずるよう要求できる制度です。
- ・「不利益処分に関する不服申立て」とは、職員が懲戒処分などの不利益処分を受けた場合で不服があるときに、公平委員会に対し不服申立て（審査請求・異議申立て）ができる制度です。